

「奨学のための給付金」
提出書類チェックシート

まず、別紙の対象確認シートで世帯区分を確認してください。

No.	提出書類	提出が必要な方
1	<input type="checkbox"/> 奨学のための給付金交付申請書（様式第1号） 別紙の記載例を参考にしてください。	全員
2	<input type="checkbox"/> 代理受領に関する委任状（様式第3号）	学校が代理受領する方
3	<input type="checkbox"/> □座振替申出書（様式第4号） 別紙の記載例を参考にしてください。	直接振込の方
4	<input type="checkbox"/> 在学証明書（様式第5号） ※県内の私立学校に通う場合は、学校で作成するため不要です。 ※県外の私立学校に通う場合は、7月1日（前倒し給付の場合、4月1日）現在の在学を証明するものを提出してください。	県外の学校に通う方
5	<p><生業扶助が措置されていることがわかる書類></p> <p><input type="checkbox"/> （山形県内私立高等学校に通う場合で）授業料軽減補助金の認定を受けるために、在学する学校に別途提出している ⇒生業扶助が措置されていることが確認できれば、改めて提出する必要はありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 生活保護法（昭和25年法律144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式第6号） ・市にお住まいの方は市役所に、町村にお住まいの方は県総合支庁に当様式をご持参の上、作成を依頼してください。 ・生活保護受給証明書で、7月1日（前倒し給付の場合、4月1日）現在の生業扶助の措置状況が確認できる場合は、生活保護受給証明書でも可。</p>	・世帯区分①
6	<p><道府県民税所得割及び市町村民税所得割の令和6年度（前倒し給付の場合、令和5年度）の課税額がわかる書類></p> <p>保護者等1人につき、下記の証明書等のうちどれか1つを提出してください。（例：父母の場合は、合計2通）</p> <p>※すでに学校に提出している場合は、提出不要です。 ※保護者等が誰にあたるかの判断は、裏面下図を参考にしてください。 なお、親権者等がない場合で、主たる生計維持者（例：祖父、叔父など）の収入により生計を維持している場合には、証明書等のほかに、生徒の生計を維持している者であることが確認できる書類（扶養誓約書（様式第7号））も提出してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 課税証明書（原本又は写し） ・年末調整をしているサラリーマンの方や、確定申告をしている方に対して、市町村役場が発行します。発行には手数料がかかります。</p> <p><input type="checkbox"/> 特別徴収税額の決定・変更通知書（写し） ・サラリーマンの方に、毎年5～6月に勤務先で配布の市町村民税の課税額等が記載されている通知書です。勤務先以外からの収入がない方は、この書類のみでかまいません。</p> <p><input type="checkbox"/> 納税通知書（写し） ・自営業や農業を営んでいる方など確定申告をしている方に、毎年6月頃に市町村から送付される通知書です。</p>	<p>・世帯区分②</p> <p>・世帯区分③</p>

	<input type="checkbox"/> 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税されていないことを証明する書類（原本又は写し） ・収入がない方や、収入があり税の申告をしたが非課税であった方も、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税と証明する書類を提出してください（課税証明書、非課税証明書などで「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が0円」と記載されているもの）。 ※その他注意 ・確定申告が必要な方で申告をしていない場合は、証明書等が発行されません。証明書等を発行するには、税務署や市町村役場で申告等の手続きをしていただく必要があり、発行まで一定の期間がかかります。	
7	<15歳以上23歳未満の兄弟姉妹の扶養状況がわかる書類> ※全日制のみ <input type="checkbox"/> 扶養誓約書（様式第7号）	・世帯区分③
8	※専攻科のみ <input type="checkbox"/> 個人対象要件確認書（様式第8号－1） ※県内の私立学校に通う場合は、学校で作成するため不要です。（様式第8号－2）	県外の学校に通う方

（注）家計急変及び災害等による制服の再購入の場合は、学校又は山形県（県外の場合）までお問い合わせください。

<保護者等の判断について>

